

小川町国民健康保険 人間ドック 追加募集します

広報5月号で募集したところ定員に満たなかったため、追加で募集します。検診日はおおむね平成29年9月以降になります。

対 象 人間ドック受診日時時点で小川町国民健康保険に加入していて、平成30年3月末現在で40歳以上の方で、保険税の滞納がない世帯の方

募集人数 国民健康保険：55人程度

申 込 み 往復はがきによる郵送での申込みとします。7月25日(火)消印有効

*1人につきはがき1枚で申込んでください。複数枚の申込みや、1枚のはがきに複数名記入されると無効です。

はがき往信裏の記載について ⑤電話番号には屋間連絡のとれる番号を、また落選した場合、⑥キャンセル待ち希望の有無を記入してください。

*納付状況を確認し、定員を超えた場合には抽選のうえ、返信はがきで結果を7月31日(月)までに発送します。

*当選者は、**当選はがき・保険証・印鑑**をご持参のうえ、指定の期間内にパトリアおがわ(健康福祉課)に申請してください。受診希望医療機関はその際に伺います。

往 信 表 返 信 裏 返 信 表 往 信 裏

青 色 往信	355-0392	緑 色 返信	
小川町役場 町民課 人間ドック申込み担当 行		記号・番号 住所 氏名 生年月日 電話番号 キャンセル待ち 希望有無	
この面には何も 記入しないでく ださい		この面には何も 記入しないでく ださい	

往 復 は が き

実施場所

	指定医療機関	電 話	所 在
1	小川赤十字病院	72-2333	小川町小川1525
2	瀬川病院	72-0328	小川町大塚30-1
3	野崎医院	72-0101	小川町青山1439
4	野崎クリニック	61-1810	嵐山町千手堂693-1
5	新井クリニック	35-5550	東松山市西本宿1859-1
6	埼玉成恵会病院	23-0277	東松山市石橋1721
7	シャローム病院	25-2979	東松山市松山1496
8	東松山医師会病院	25-0232	東松山市神明町1-15-10
9	東松山市立市民病院	24-6111	東松山市松山2392

実施期間 平成30年2月28日(水)まで

助 成 額 受診費用のうち、上限20,000円

※検査料は医療機関ごとに異なります。オプション(追加検査)も自由に設定できます。

※6月1日から郵便はがきの料金が62円に変更されています。往信返信ともに料金確認をお願いします。

○国保特定健診・人間ドックの両方は受けられません。

問合せ

人間ドックの申込み等について
町民課 国民健康保険担当

☎(内)149

人間ドックの内容等について
パトリアおがわ

(健康福祉課 保健衛生担当)

☎74-2323

町の国民健康保険に加入の皆さんへ 高額な医療を受ける際には「認定証」の提示を!

「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは?

入院や外来時の医療費(保険診療分)の自己負担限度額を医療機関等に示すものです。また、住民税非課税世帯の方は、認定証の提示により、入院時の食事代が減額されます。なお、年齢や所得区分によって限度額が異なります(下表参照)。

■申請が必要です

	所得区分	入院時食事代(1食当り)	自己負担限度額 (1か月ごと・1医療機関ごと)	認定証の 適用区分	
70歳未満	基準総所得額(※1) 901万円超	360円	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) ※年間4回目以降140,100円	ア	
	基準総所得額 600万円超~ 901万円以下	360円	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) ※年間4回目以降93,000円	イ	
	基準総所得額 210万円超~ 600万円以下	360円	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) ※年間4回目以降44,400円	ウ	
	基準総所得額 210万円以下	360円	57,600円 ※年間4回目以降44,400円	エ	
	住民税非課税世帯(※2)	210円(過去12か月の入院が90日を超えると160円)	35,400円 ※年間4回目以降24,600円	オ	
70~74歳	現役並み所得者(※3)	360円	外来+入院80,100円(世帯ごと) (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) ※年間4回目以降44,400円 外来57,600円(個人ごと)		
	一般	360円	外来+入院57,600円(世帯ごと) ※年間4回目以降44,400円 外来14,000円(個人ごと) ※年間上限144,000円		
	低所得者	Ⅱ(※4)	210円(過去12か月の入院が90日を超えると160円)	外来+入院24,600円(世帯ごと) 外来8,000円(個人ごと)	Ⅱ
		Ⅰ(※5)	100円	外来+入院15,000円(世帯ごと) 外来8,000円(個人ごと)	Ⅰ

※1 基準総所得 = 前年の総所得額等 - 基礎控除33万円

※2 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の方

※3 医療機関にかかった時の一部負担金の割合が3割の方

※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯の方

※5 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準以下の世帯の方

※入院時食事代が360円の対象者のうち、難病・小児慢性特定疾病・平成28年4月1日時点ですでに1年を超えて精神病床に入院している患者の標準負担額は260円に据置かれます

認定証は入院や高額が見込まれる外来時に申請いただくものですが、70~74歳の現役並み所得者と一般の方は、保険証と高齢受給者証の提示で判別できるため、認定証は交付されません(申請は不要です)。

また、未申告の方は必ず所得申告をしてください(世帯主と加入者全員。所得がない場合でも申告は必要です。未申告世帯は、上位所得者とみなされます)。

認定証の申請に必要なもの ①保険証、②印鑑、③運転免許証・マイナンバーカード等(来庁した方の本人確認ができるもの)、④委任状(同一世帯以外の方が申請する場合)、⑤交付されている認定証(更新の方)

●申請した月の初日からの適用となります。新規の方は、入院等の前に申請してください。

●更新が必要な方は、7月21日(金)以降に申請してください(現在交付されている認定証は、7月31日(月)が有効期限です)。

※国民健康保険税を滞納している世帯の方は、認定証の交付が受けられません。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎(内)147~149